各 位

会 社 名 スターツ出版株式会社 代表者名 代表取締役社長 菊地 修一 (東証スタンダード市場・コード 7 8 4 9) 問合せ先 役職・氏名 常務取締役管理部長 金子 弘 電 話 03-6202-0311

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の第41期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 39 条 (剰余金の配当等の決定機関)及び第 40 条 (剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 8 条 (自己の株式の取得)、第 40 条 (剰余金の配当の基準日)及び第 41 条 (中間配当)を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日2024 年 3 月 26 日 (火)定款変更の効力発生日2024 年 3 月 26 日 (火)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更のながしくわりより。)
第2章 株 式	第2章 株 式
(自己の株式の取得)	
第8条 当会社は、取締役会の決議によって 市場取引等により自己の株式を取得す ることができる。	(削 除)
<u>第9条</u> ~ <u>第38条</u> (条文省略)	<u>第8条</u> ~ <u>第37条</u> (現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
<u>第39条</u> (条文省略)	<u>第 38 条</u> (現行どおり)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法 第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合 を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
(並に ∋几\	(剰余金の配当の基準日)
(新設)	第40条当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。生12月31日とする。2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余
	<u>金の配当をすることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日)	
第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎 年12月31日とする。	(削 除)
(中間配当) 第 41 条 当会社は、取締役会の決議によっ て、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中 間配当をすることができる。	(削 除)
<u>第 42 条</u> (条文省略)	<u>第 41 条</u> (現行どおり)